

# ○警察庁職員の利害 関係者に関する訓

令 [平12.3.24]  
[警庁訓2]

施行 平12.4.1

改正 平14.8.20 警庁訓11

(利害関係者から除く者)

第1条 国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第2条第1項ただし書の規定により訓令で定める者は、公共事業として提供されるサービスの利用契約の相手方のうち、電気供給事業者、ガス供給事業者、水道事業者及び日本放送協会とする。

[本条追加・平14警庁訓11]

(犯罪の捜査に関する利害関係者)

第2条 警察庁の警察官又は皇宮護衛官（以下「警察庁警察官等」という。）が職務として犯罪の捜査に携わる場合の当該犯罪の被疑者又はその弁護人若しくは代理人は、当該警察庁警察官等の利害関係者とみなして、国家公務員倫理規程を適用する。

2 被疑者が法人（法律の規定により法人とみなされる人格のない社団等を含む。）である場合における役員、従業員その他の者（当該被疑者の利益のためにする行為を行う場合に限る。）は、前項の規定の適用については、同項の被疑者とみなす。

[1項改正・見出し・条名追加・平14警庁訓11]

附 則

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

2 [他の法令改正に付き略]

附 則 [平14. 8.20警庁訓11]

この訓令は、平成14年9月1日から施行する。